

農 林 水 産

財務省

2026年10月16日

1. 農業の稼ぐ力の強化

2. 食料安全保障

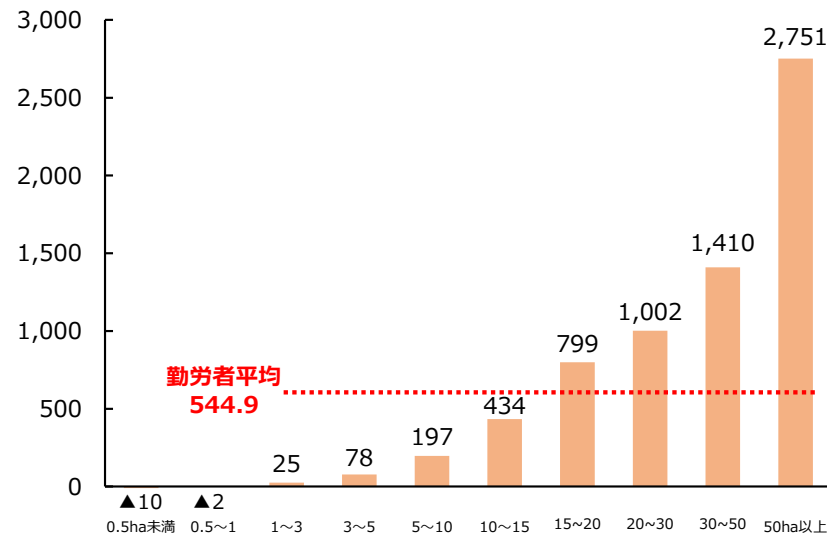
3. 米政策

稼げる農業の実現

- 「稼げる農業」を実現するためには、生産額よりも**所得水準が重要**。稲作経営体の**農業所得**をみると、15ha以上の大規模に経営を行っている場合は、勤労者の平均給与545万円を上回っているものの、**経営規模が小さくなると、同水準を下回っている**。
- 人口減少社会の中で、今後、**農業労働力人口のさらなる減少**が見込まれ、限られた労働力の下で最大限の付加価値を生み出せる農業構造へと転換していく必要。①**農地の効率的活用**、②**農業人材政策の見直し**、③**スマート農業等のテクノロジーの活用**を進め、**収益力を向上させていくことが不可欠**。
- また、各取組が十分に効果を発揮できるよう、それを後押しする**支援の在り方**についても、あわせて**見直していく必要**。
- 令和9年度予算の編成過程において、これらの観点を踏まえながら、要求内容を精査していく。

稲作経営体の農業所得（作付規模別）

（単位：万円）



経営体数（シエア）	17.4万 (32.3%)	14.5万 (26.9%)	13.9万 (25.8%)	3.1万 (5.8%)	2.6万 (4.8%)	1.0万 (1.8%)	1.4万 (2.6%)
主業割合	11.3%	11.7%	18.7%	34.4%	51.4%	70.3%	81.0%
合計作付面積（シエア）	5.2万 (4.4%)	9.9万 (8.4%)	22.6万 (19.0%)	11.8万 (9.9%)	17.7万 (14.9%)	11.5万 (9.7%)	40.1万 (33.7%)

（出所）農林水産省作成資料を基に財務省作成、

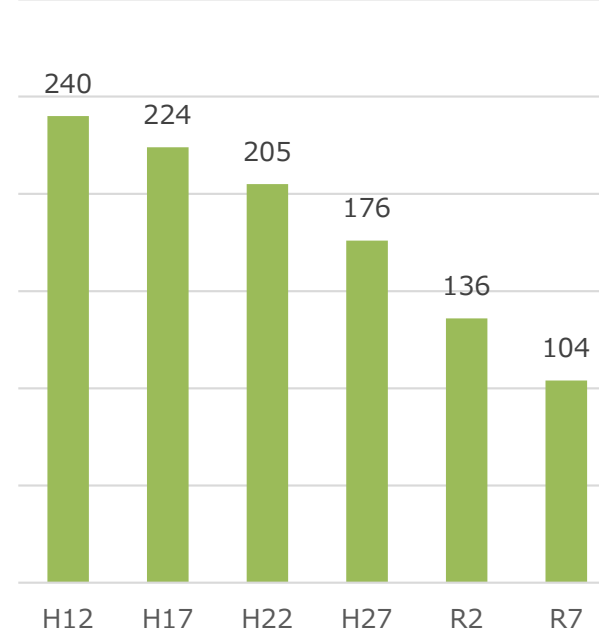
国税庁「令和6年分民間給与実態統計調査」

（注1）農業所得はR5実績、経営体数・主業割合・合計作付面積はR7実績。

（注2）主業割合は個人経営体に占める主業経営体の割合。

農業労働力人口

（単位：万人）

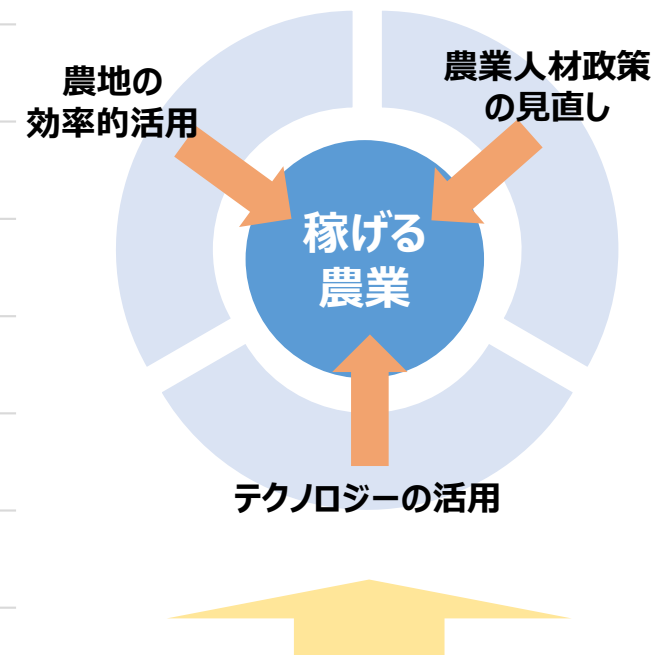


（出所）農林水産省「農林業センサス」

（注1）上記は基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者）の値。

（注2）H22年までは販売農家の数値であり、H27年以降は個人経営体の数値。

稼げる農業の実現に向けた姿



各取組を後押しする支援の在り方

令和9年度農林水産省関係予算概算要求の全体像

令和9年度概算要求額	31,377億円 + 事項要求
※ うち『「強く豊かな日本」投資枠』	4,272億円 + 事項要求

(注) 農林水産省資料に基づき財務省作成

日本成長戦略等を踏まえた潜在成長率の引上げ（『「強く豊かな日本」投資枠』活用項目）

- 農業構造転換集中対策（農地の大区画化、共同利用施設の再編等）、フードテック（植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品）の推進、食農分野におけるGX投資拡大、国産材サプライチェーン強靱化、漁業経営体の協業化・法人化の推進 等

農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化

1. 食料安全保障の強化

- 新たな水田政策の創設
- 食育の推進、米・米加工品・米粉の需要拡大、種子確保、果樹・茶、畜産・酪農等の生産基盤強化、鶏卵の安定供給
- 国産肥料の生産・利用拡大、国産飼料の生産・利用拡大
- 輸出促進、合理的な価格形成、食品アクセスの確保、食品産業と農林漁業等の連携推進

2. 農地・人材・技術の強化による農業の持続的・創造的発展

- 地域計画の実現（農業機械の導入、農地バンクの機能発揮・協力団体との連携による農地集約化、新規就農者の育成・確保）
- 農業生産基盤・生活インフラの整備・保全
- スマート農業技術の開発・供給、サービス事業者の育成、重要品種の育成、農研機構の研究開発・機能強化の推進
- 経営安定対策の適確な実施

3. 農村の振興

- 官民共創の促進、地域課題に応じた人材育成、農福連携、農泊など地域資源を活用した里業の推進、中山間地域等の振興
- 柵整備の強化など鳥獣被害防止対策の推進とジビエ利用拡大

4. 環境と調和のとれた食料システムの確立

- みどり認定者の取組定着・拡大のサポートの強化、有機農産物の広域流通に向けた産地形成等のみどり戦略の加速化
- プラスチック削減・資源循環促進

5. 百年つづく「森の国・木の街」の礎の確立

- 森林の集積・集約化、林業適地での重点的な路網整備と再造林の省力・低コスト化、先進的な林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、都市の木造化、木育・森業等の推進
- 森林整備・治山対策、花粉症や林野火災対策の推進

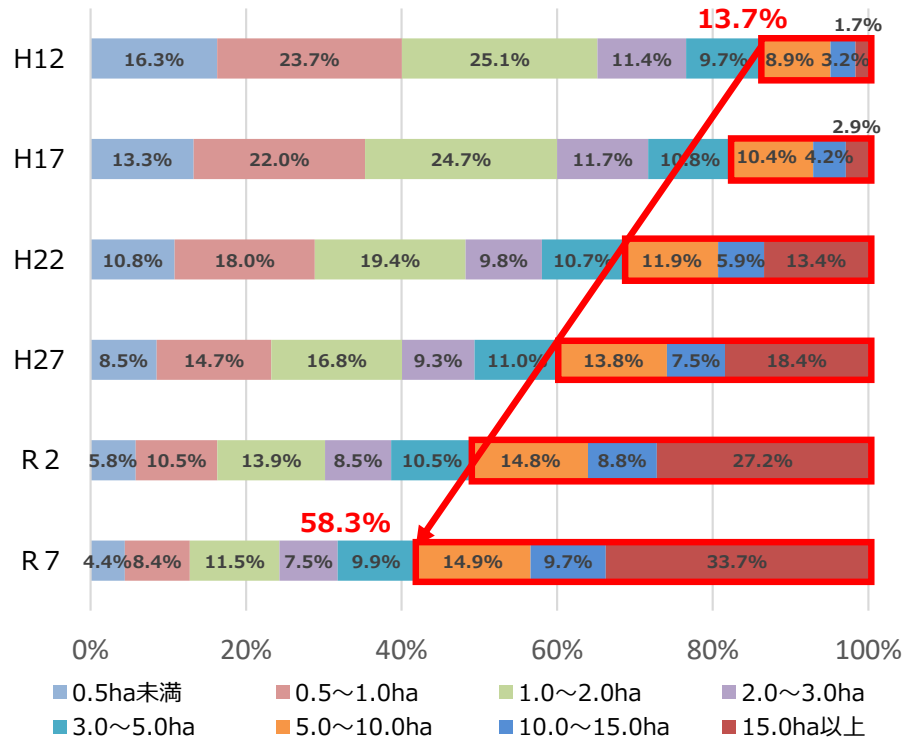
6. 海洋環境の激変に適応するための水産業の強靱化

- 資源評価の精度向上、漁業取締りの実施、新規就業者の育成・確保、漁業経営安定対策
- 水産基盤整備、養殖生産拠点の生産力強化
- 海業の振興、漁村環境の保全に向けた漁業者活動の推進

農地の集積・集約化の更なる推進

- 農業の生産性を向上させ、農業経営体の稼ぐ力を高めていくためには、農地を各経営体に「集積」させていくだけではなく、**まとまった形で「集約」させていくことが重要**。農地が飛び地になっている場合と比べ、**集約化により農地間の移動時間が短縮可能**であり、集約した状態から畦畔除去などの**大区画化**を行うことで、さらに**労働生産性を向上させることが可能**。
- 農地の集積・集約化は長年取り組まれてきているものの、地域の合意形成が進まない、農地の引き受け手不足といった理由で、進捗は道半ば。こうした中、令和5年には農業経営基盤強化促進法が改正され、地域農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した「**地域計画**」が**全国で策定**されたが、**約3割の農地（約134万ha）で将来の受け手が位置付けられていない状況**。
- 人口減少社会の中、**全ての農地を維持することは難しく**、地域計画を見直していく中で、**集積・集約化を一層推進するとともに**、将来の受け手が位置付けられていない農地については、**非農地化することも含め、農地の状況に応じた対策をしていく必要**。

水稻の経営規模別作付面積シェアの推移

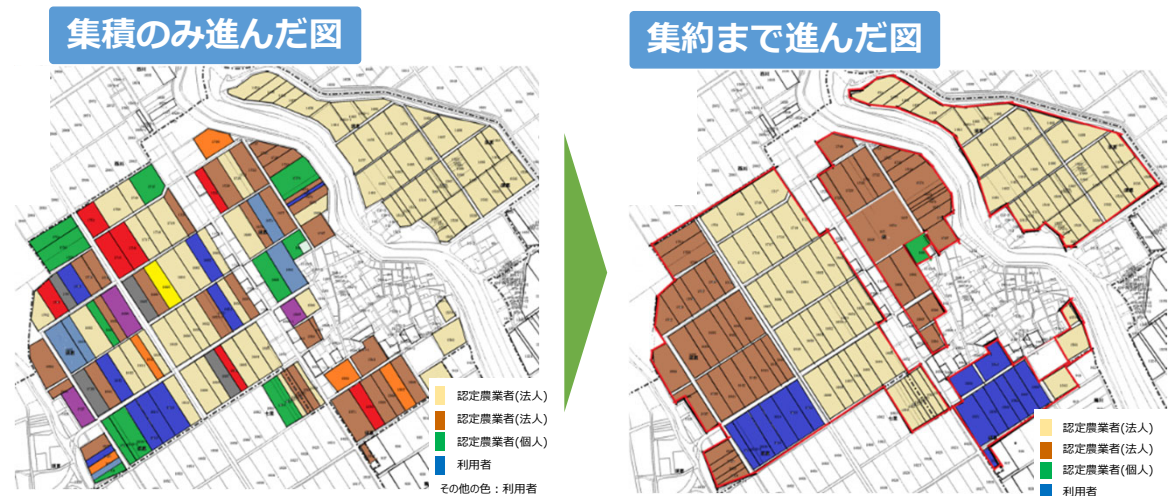


(出所)農林水産省「2025年農林業センサス」

(注1) H17年までは販売農家、H22年からは農業経営体の値である。

(注2) 上記は販売目的の水稻作付経営体の面積シェアである。

「集積」と「集約」の違い



(出所)農林水産省作成「集約化に向けた目標地図の事例集」

農地の集積・集約化のための事業

- 農地利用最適化推進事業 (R8当初 39億円)
- 農地中間管理機構事業 (R8当初 46億円)
- 農地集約化促進事業 (R7補正 80億円) など

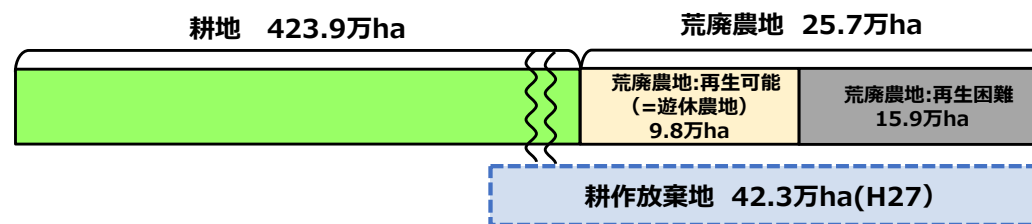
「耕作放棄地」から「耕作困難地」へ

- **荒廃農地や遊休農地**について、農地の総量確保の方針の下で、**荒廃農地の発生防止や解消・再生に重点を置いた事業が実施されている。**
- 一方、農業労働力人口が減少し、全ての農地を維持することが現実的ではない中、農地を再生できるかだけでなく、**将来的に農業経営が成り立つのかという観点が重要。**
- 農地政策のパラダイムシフトを促す観点から、「耕作困難地」という概念を導入して、農地ごとの経営上の利用可能性も踏まえながら、集約化により活用すべき農地、耕作条件の改善によって再生・活用すべき農地、非農地化（林地化）を検討すべき農地に区分し、それぞれの農地の**耕作・経営の困難性に応じた対策を講じるべき。**それにより、我が国全体の農業の**生産性向上・収益力強化にもつなげることが可能**となる。

	耕作放棄地 ※	耕作困難地
着眼点	農地が利用されない結果に着目	耕作できない原因や困難性に着目
政策の方向性	荒廃農地の発生防止や解消・再生	耕作・経営の困難性 に応じた農地ごとの活用方針の明確化
具体的対応	【行われている予算事業の例】 ● 農地耕作条件改善事業 (R8当初 203億円) ● 鳥獣被害防止総合対策 (R8当初 99億円) ● 農山漁村振興交付金 (R8当初 70億円の内数) ・ 荒廃農地再生支援事業 など	【対応のイメージ】 ● 集積・集約化により農地として再活用 ● 耕作条件の改善により農地として再整備 ● 非農地化（林地化）を検討
目指す姿	耕作放棄の防止、荒廃農地の解消・再生	我が国全体の農業の生産性向上・収益力強化

※「耕作放棄地」については、2015年農林業センサスを最後に国の調査は行われていないが、現在でも自治体などの現場で用いられ、解消・再生の対象と捉えられている。

荒廃農地・耕作放棄地の状況



荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難な農地
再生利用が可能な荒廃農地(=遊休農地)	草刈りや抜根等の基盤整備により耕作が可能と見込まれる荒廃農地
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地（農家の自己申告）

(出所)農林水産省「令和7年 耕地及び作付面積調査」、「令和6年 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」、「2015年農林業センサス」より財務省作成

(注1) 荒廃農地面積及び遊休農地面積は、令和7年3月31日時点の数値。

(注2) 耕地面積は、令和7年7月15日時点の数値。

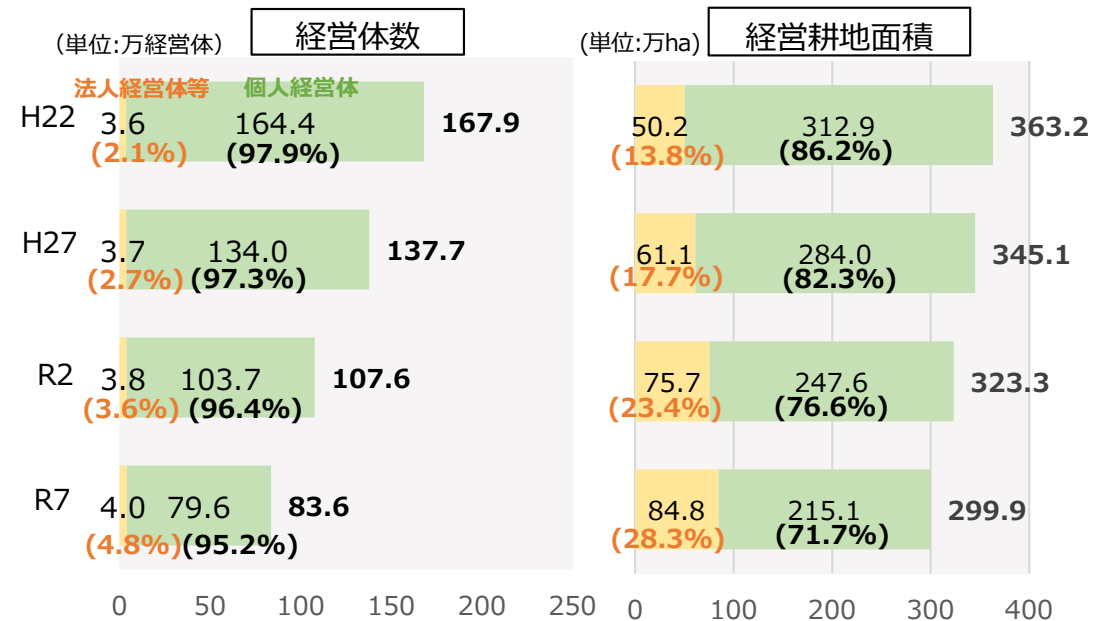
農業人材政策の見直し

- 今後、我が国の人口の減少が見込まれ、農業の担い手の減少も避けられない中、**限られた人員でも持続的に経営できる農業構造への転換**が求められる。法人形態による農業経営は、**経営規模の拡大、経営の高度化**などを通じて**収益力の向上を図ることが可能**であり、**個人経営体から法人経営体への移行を加速化**させていく必要。
- 法人経営体数は少しずつ増加してきているが、農業法人を経営していくためには、**マネジメント能力を有する経営人材**が求められ、こうした**人材の育成**とあわせ、農業法人に就農する「**雇用就農**」を**推進**していくことが肝要。
- 新規に就農する場合、営農知識・技術の習得や資金確保が必要であり、経営が安定するまで一定のハードルがあるが、**雇用就農**であれば、安定的に収入を確保しながら、農業に従事することが可能。加えて、日々、**実践的研修を積むことが可能**であり、**地域の関係者との信頼関係を構築していく機会**ともなることから、将来的な**事業承継や独立就農**にもつながりやすい。

新規就農者を確保するための補助事業

就農準備資金 (R8当初 104億円の内数)	経営開始資金 (R8当初 104億円の内数)	雇用就農資金 (R8当初 28億円の内数)
・就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金交付 ・49歳以下の新規就農予定者に、165万円/年を最長2年間交付	・新たに経営を開始する農業者に資金交付 ・49歳以下の新規就農者に、165万円/年を最長3年間交付	・農業法人が就農者を雇用し、就業・独立に必要な研修を実施する場合に資金交付 ・新規就農者を雇用する農業法人に、60万円/年を最長4年間交付

法人経営体等の動向

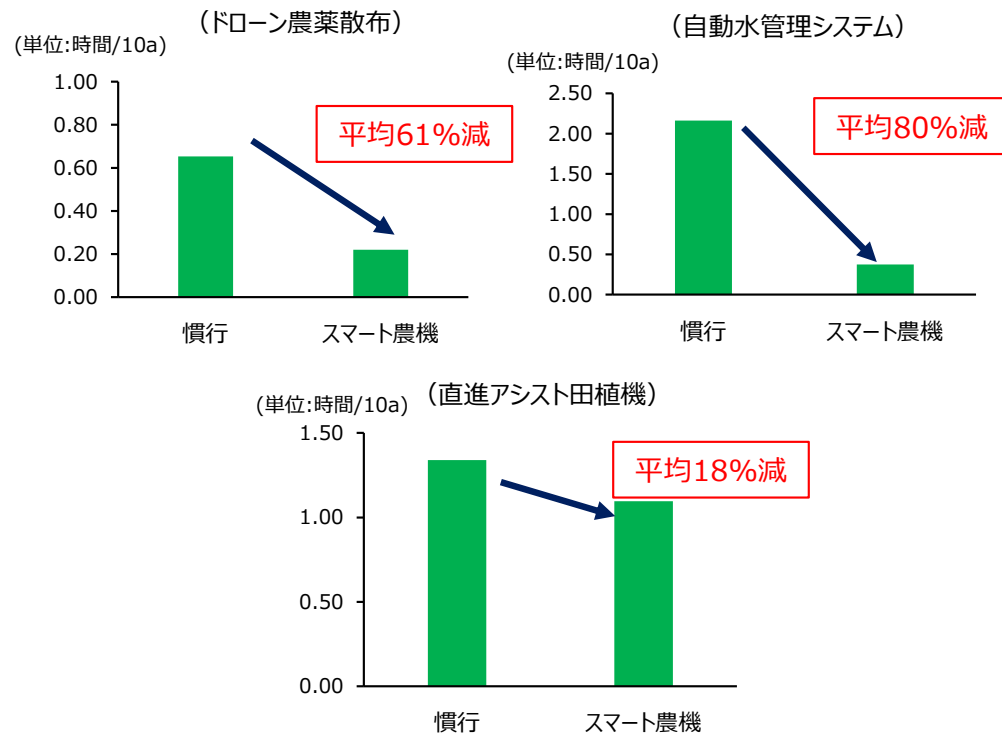


（出所）農林水産省作成「農業経営をめぐる情勢について」

テクノロジー（スマート農業技術）の活用

- 農業の生産性を向上させ、収益力を高めていくためには、**先端技術（スマート農業技術）の活用が不可欠であり、特に集約化・大区画化された農地**において、作業自動化や農作業データのデジタル化・AI解析等により、**農業経営を効率化**することが可能。
- 一方、スマート農機具が高価であったり、栽培体系の転換が合わせて必要であったりと、**一定の導入コストも発生し、耕作条件によっては収益性が向上しない場合もありうる**ことから、**その投資に見合うだけの利益が得られるのか（＝投資回収率）**といった観点で活用の是非を見極めていく必要。
- 現行の支援事業では、労働生産性の向上や単収向上などが目標として掲げられているが、**投資回収率といった考え方を目標・KPIの1つに位置付けていくべきではないか。**

スマート農業実証プロジェクトでのスマート農業技術の効果



(出所)農林水産省「スマート農業をめぐる情勢について」

中山間スマート農業導入モデル（省力化と収支変化の試算）

(単位:万円)

技術体系	慣行	スマート		
経営面積(ha)	10.5	10.5	11.8	15.0
収入合計	1,025	1,025	1,156	1,461
変動費	434	423	478	608
労働費	166	154	174	222
支払小作料	192	192	216	274
機械・施設費	131	185	185	185
差引収益	102	69	102	172

(出所)農業・食品産業技術総合研究機構作成資料を基に、財務省作成

(注)機械・施設費は固定費、スマート農機の減価償却費は542,857円/年

・経営規模が、**現状10.5haのまま、スマート農業を導入すると、労働費は11.2万円減少するが、機械・施設費が54.3万円増加するため、差引収支は32.6万円減少する。**

・**11.8haまで規模拡大すると、収入合計が131万円増加することなどから、差引収支は現状と同額になり、近い将来想定される15ha規模にまで規模拡大が進むと、差引収支は約70万円増加する。**

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

- ・目標: 労働生産性の向上 + 単収増 / 品質向上等
- ・要件: ①スマート農業技術の導入 + それに適した生産方式への転換
②産地全体の取組（面積要件あり）
- ・補助率: 1/2以内、 補助上限: 2.5億円

今後の農政を見据えた国の支援の在り方

- 稼げる農業を創り出していくためには、収益力向上の取組を推進するとともに、各取組が十分に効果を発揮できるよう、それを後押しする**国の支援の在り方**についても考えていく必要。
- 補助金は、**交付後のガバナンスが機能しにくい上**、金銭的リターンもない「**渡し切り**」のお金である。民間のみでは十分な投資が行われにくいものや、政策的に誘導する必要性が高い分野に重点化して活用していくべきもの。
- 農業経営体が、事業性に基づき、適切にリスクテイクを行っていく環境を整備していくためにも、**収益性が見込まれる場合**については、**ガバナンス面等で優れる金融支援の活用を拡大すべき**。例えば、現状、収益力が高いと考えられる農業法人が設備投資を行う場合にも、一様に手厚い支援が行われているが、**農業者の経営体力に応じた支援**を行うことで、構造転換をより促していくことができるのではないか。

農林水産省予算における主な補助事業

1. 施設整備を支援する事業

- ・ **強い農業づくり総合支援交付金** (R8当初120億円、補助率1/2)
- ・ 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 (R8当初217億円、補助率1/2~7/12)

2. 農業用機械等の投資を支援する事業

- ・ 農地利用効率化等支援事業 (R8当初11億円、補助率3/10)
- ・ 地域農業構造転換支援事業 (R8当初29億円、補助率3/10)

農林水産分野における主な金融支援

日本公庫を通じて長期・低利の資金供給を実施 (R8当初 185億円)

1. 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

- ・ 経営規模の拡大、設備投資などを行う農業者に対する支援
- ・ 償還期限: 25年以内、借入限度額: 個人 3 億円、法人10億円
- ・ 貸付利率: 借入期間に応じて2.15~3.3% ※ 令和8年9月18日時点

2. 農林漁業セーフティネット資金

- ・ 自然災害などにより、経営困難に陥った農業者に対する支援
- ・ 償還期限: 15年以内、借入限度額: 600万円等
- ・ 貸付利率: 借入期間に応じて2.15~3.05% ※ 令和8年9月18日時点

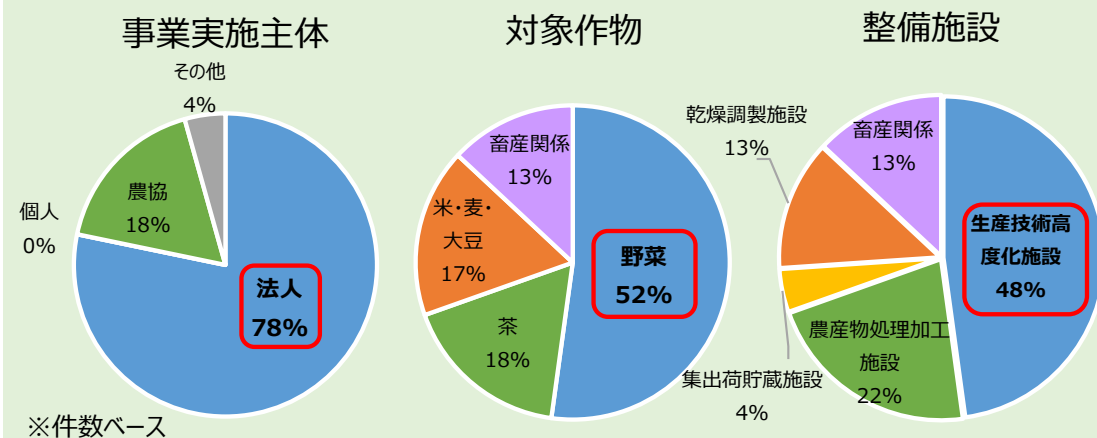
強い農業づくり総合支援交付金 (R8当初 120億円)

- 農協などによる共同利用施設等の整備を支援

※ 共同利用施設は、乾燥貯蔵施設や農産物処理加工施設など、生産・収穫した農産物を加工・調製する施設

- 補助率: 1/2

⇒ R8当初の実績を見ると、**農業法人が高収益作物である野菜を生産するに当たって整備する生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス）**に対する支援が多くを占めている状況



補助金の見直し

- 稼げる農業の実現に向けて、**農業構造の転換や収益力向上**につながるものとなっているかとの観点から、**費用対効果や目的・手段の妥当性**などを精査し、補助金の見直しを進めていく必要。

費用対効果

(例)

・ 農林水産物・食品の輸出促進

(R9要求410億円、R8当初140億円、R7補正458億円)

- － 農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出産地の育成等を支援する事業

⇒ 供給力・収益力をより強化することができる取組に支援が重点化されているか

・ 新規就農者育成総合対策

(R9要求183億円、R8当初104億円、R7補正54億円)

- － 新規就農者の就農準備や経営開始等を支援する事業

⇒ 法人化の進展など、今後の農業構造の変化を見据えた担い手の確保に支援が重点化されているか

・ 国内肥料資源利用拡大対策事業

(R9要求70億円、R8当初0.1億円、R7補正70億円)

- － 肥料の海外依存度を引き下げるため、国内肥料資源の利用を推進する事業

⇒ より効率よく肥料化できる原料・製造方法に支援対象が重点化されているか

目的・手段の妥当性

(例)

・ 地域計画に基づく農地の集約化

(R9要求291億円、R8当初175億円、R7補正80億円)

- － 農地の集積・集約化に向けて、農業委員会や農地バンクの取組等を支援

⇒ 関係者間の意見集約など、各地域で実効的な役割を担う主体に対する支援となっているか

・ 荒廃農地再生支援事業

(R9要求100億円の内数、R8当初70億円の内数、R7補正－)

- － 農地の総量確保のため、荒廃農地の解消・再生を支援する事業

⇒ 将来的に農業経営が成り立つのかという観点も踏まえた支援となっているか

1. 農業の稼ぐ力の強化

2. 食料安全保障

3. 米政策

食料安全保障に関するリスク

- 国内における食料供給を不安定化させる要因としては、気候変動による不作、家畜伝染病や植物病害虫のまん延、地政学的リスク、食料需要の増加に伴う輸入競争の激化など、多岐にわたる。
- 足元では、輸入食料や生産資材の価格高騰といった形で、実際にリスクが顕在化しており、**食料安全保障の確保は我が国にとって喫緊の課題**。
- **様々な食料安全保障に関するリスクに対応していく必要がある中**、令和6年6月に食料供給困難事態対策法が公布、令和7年4月に施行。深刻度に応じて事態を区分し、**平時・不測時における対策の基本的な考え方**を基本方針として策定。

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで

- ・ 単収の増加
 - ・ 収穫面積の増加（森林の開発等）
- により対応してきたが、さらなる増加には限界

その一方

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、被害の激甚化

干ばつ、高温等による
世界同時不作等

家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等による生産、輸入への影響

新たな感染症の発生リスクの高まり

感染症による国内外の物流・サプライチェーンへの影響

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や肥料貿易の制限・規制等

穀物等の畜産需要や非食用需要の増加

新興国・途上国の畜産需要や、バイオ燃料需要の増加

輸入競争の激化

需給ひっ迫時の買い付けリスク

平時

食料供給困難兆候

干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料（米穀、小麦、大豆等）の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ**食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態**

食料供給困難事態

特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、**国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態**

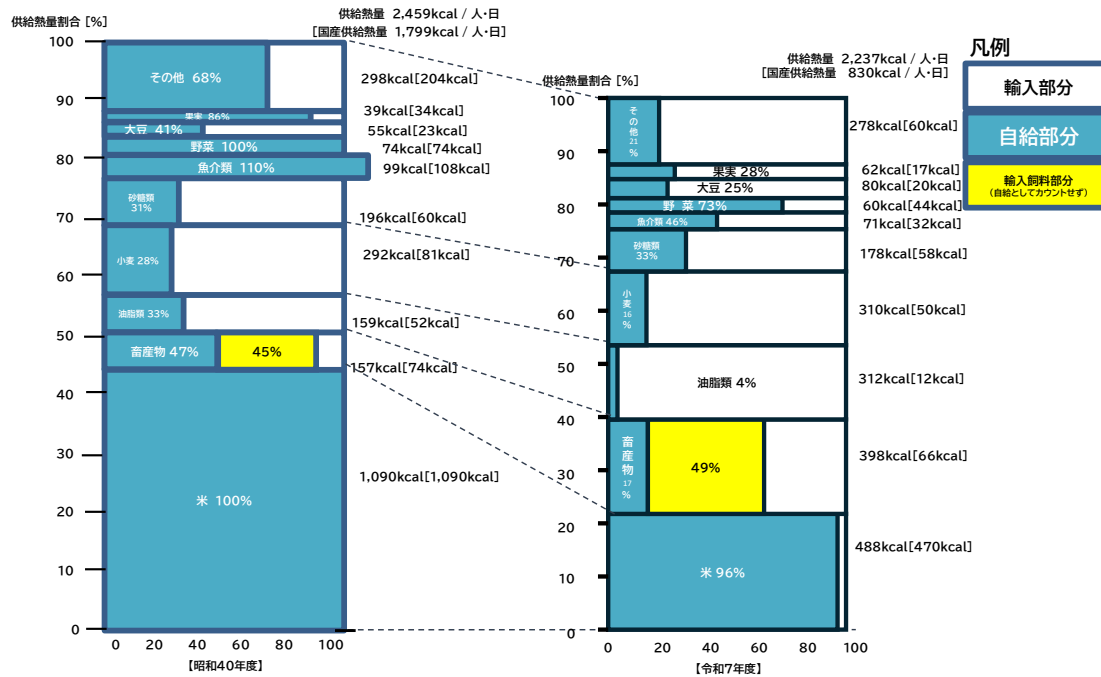
国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないとき

食料供給困難事態において、**国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるとき**

食料自給率①

- 食料・農業・農村基本法に規定されている食料自給率については、令和12年度までに45%を目指すとの目標が掲げられているが、**食料自給率は、国民の多様な食生活や嗜好に左右されるもの。**
- また、**政治経済的に良好な関係の国からの輸入が大宗である。**現在、輸入している農産物まで全て国内で自給するためには、国内の農地面積が約3倍必要であり**非現実的。**

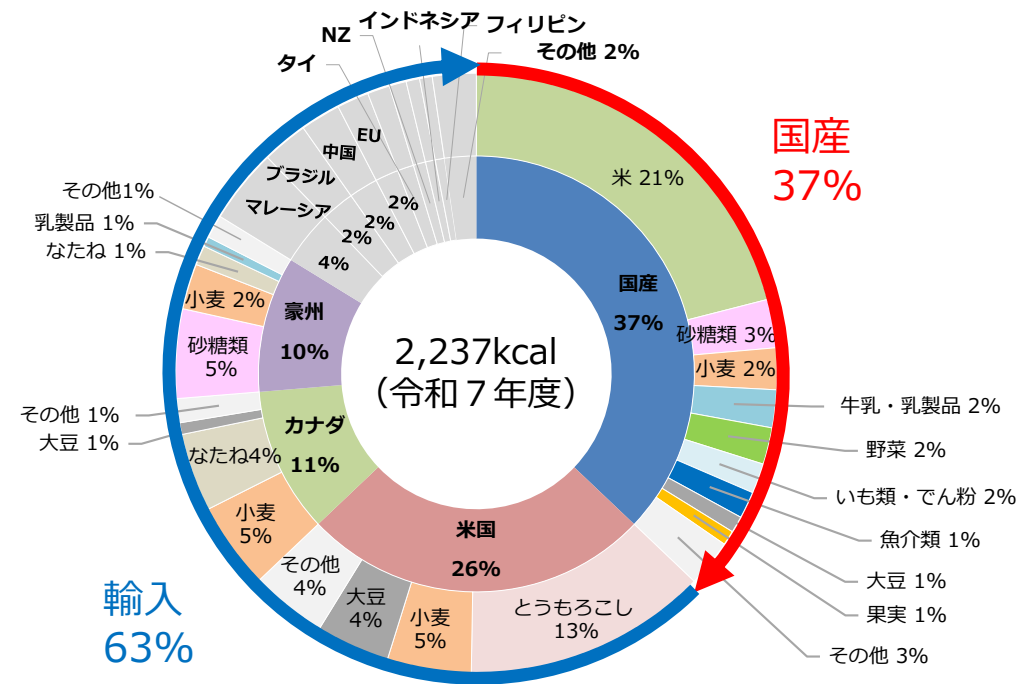
日本の食料消費構造と食料自給率の変化



〈食料自給率 (カロリーベース)〉	7 3 %	3 7 %
〈食料自給率 (生産額ベース)〉	8 6 %	6 6 %
〈食料国産率 (カロリーベース)〉	4 6 %	4 6 %
〈食料国産率 (生産額ベース)〉	9 0 %	7 1 %
〈飼料自給率〉	55% (粗飼料100%、濃厚飼料31%)	2 4 % (粗飼料79%、濃厚飼料11%)
〈自給力指標 (令和5年度)〉	米・小麦中心の作付1,752 kcal/人・日、いも類中心の作付2,362 kcal/人・日	

(出所)農林水産省「食料・農業・農村白書」、「食料自給率について」、「食料需給表」より財務省作成
 (注)食料国産率 (カロリーベース) = 国産供給熱量/人・日 ÷ 供給熱量/人・日
 飼料自給率 = (純国内産粗飼料供給量 + 純国内産濃厚飼料供給量) / 総需要量

日本の供給カロリーの国別構成

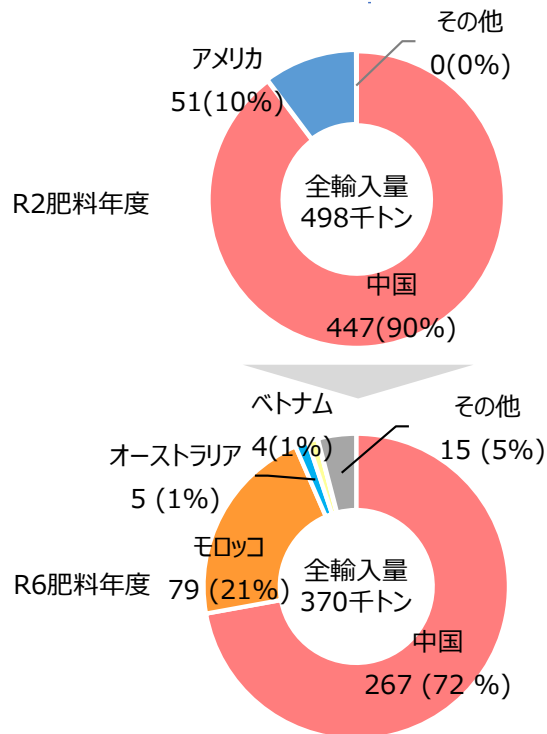


(出所)農林水産省「令和7年度食料自給率について」
 (注1)輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。
 (注2)主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和7年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。
 (注3)輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量 (TDN (可消化養分総量) 換算) で按分した。

食料自給率②

- 農業生産に必要となる**肥料やエネルギー資源は**大宗を輸入に依存しているが、食料自給率は、これらの**生産資材の輸入割合は考慮していない**。
- 他方、例えば、**化学肥料原料**（尿素、りん安、塩化加里）については、先般のウクライナ情勢に伴う肥料価格の高騰以降、輸入の多角化も進めてはいるものの、**世界の埋蔵量**を見ると、りん安の原料となるりん鉱石は中国・モロッコ・エジプトで約 8 割と、**一部地域に偏っている**状況。サプライチェーンとして一定の脆弱性を有している中、食料自給率を高めるために、**輸入農産物を国内で自給したとしても、海外依存という課題は残る**点には留意が必要。

りん安の輸入動向



りん鉱石の産出量

(単位：鉱石千トン)

国名	産出量（2025）	
		割合
中国	110,000	44%
モロッコ	36,000	14%
米国	20,000	8%
ロシア	14,000	6%
ヨルダン	12,000	5%

りん鉱石の経済可採埋蔵量

(単位：鉱石千トン)

国名	経済可採埋蔵量	
		割合
モロッコ	50,000,000	68%
中国	3,400,000	5%
エジプト	2,800,000	4%
チュニジア	2,500,000	3%
ロシア	2,400,000	3%

(出所)農林水産省作成「肥料をめぐる情勢」

(注1)「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

(注2)「全輸入量」には、国産は含まれていない。

(注3)「経済可採埋蔵量」は、現在のコスト水準、技術レベルで採掘が可能な量。

平時における食料安全保障上の対策

- 国内での気候変動リスクも踏まえれば、食料安全保障の観点では、国内生産の拡大だけでなく、**必要なものを安定的に確保するという発想も重要**。
- このため、**平時からの対策**として、不測時に備えた**適切かつ効率的な備蓄の運用**、食料・生産資材の**サプライチェーン強靱化**、**国内生産力の増大**、輸入先の多角化など**安定的な輸入の確保**を適切に組み合わせていく必要。

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（令和7年4月11日 閣議決定）

IV 各段階における対策

1 本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進 食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

食料供給困難兆候等を未然に防止し、又はその早期の解消を図るためには、**国内生産の増大を基本**とし、これと併せて**安定的な輸入及び備蓄の確保**を行うことにより、**平時から食料の安定供給の確保を図ることが重要**である。

このため、平時から、農業生産の基本となる農地や農業者などの**生産基盤**や、**食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化のための施策を推進**することにより**食料自給率の向上**等を図る。これらに加え、本基本方針に示す食料供給困難事態対策を機動的に講ずることができるよう、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、**適切かつ効率的な備蓄の運用**、**安定的な輸入の確保**等、以下の取組を**平時から推進**する。（中略）

（2）総合的な備蓄の推進

（前略）備蓄は、そのような食料供給困難兆候等の発生初期において効果的な手段となり得るが、**備蓄できる数量には限界があり、一時的な措置であることに留意する必要がある**。

くわえて、食料は、その特性として時間の経過による品質低下を伴うものが多いため、その備蓄については、基本的には定期的に在庫を回転させる必要があるほか、温度管理のできる貯蔵施設の確保も必要になるなど**恒常的にコストが発生**する。そのため、国による備蓄や国が民間事業者を支援して行う備蓄（以下「公的備蓄」という。）に際しては、**財政負担を考慮する必要がある**。

以上を踏まえると、四方を海に囲まれた我が国においては、ある程度の期間の保存に耐え得る主な食料について、品目ごとのリスクを踏まえ、**海上輸送に要する期間等を考慮**した上で、国内に存在する**民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当**であることから、この考え方に立って、本法に基づき事業者に対する出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うこととする。

（3）安定的な輸入の確保

国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定供給を図るとともに、食料供給困難兆候等においても円滑な輸入を確保する上で、**平時から輸入相手国との良好な関係の維持・強化、輸入先の多角化を含む安定的な輸入に資する調達・流通基盤の強化を推進することが重要**である。このため、平時から輸入相手国との連携強化のための政府間対話、官民の意見交換を通じた貿易・政策情報等の共有、主要生産国における生産・輸出状況、輸送能力等の情報の把握、我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進等の取組を行う。

1. 農業の稼ぐ力の強化

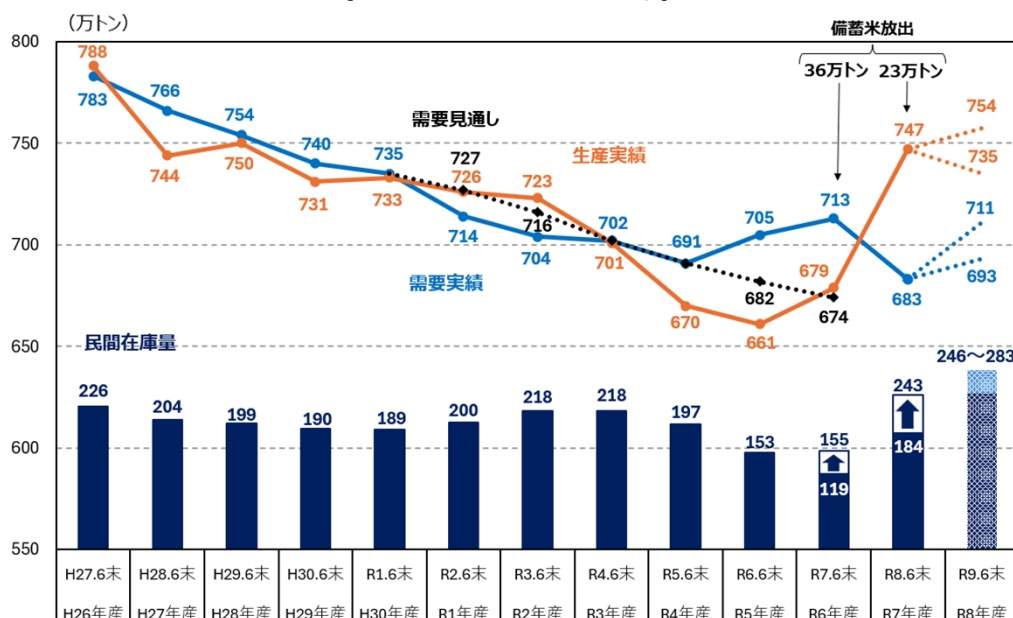
2. 食料安全保障

3. 米政策

主食用米の需給と価格の動向

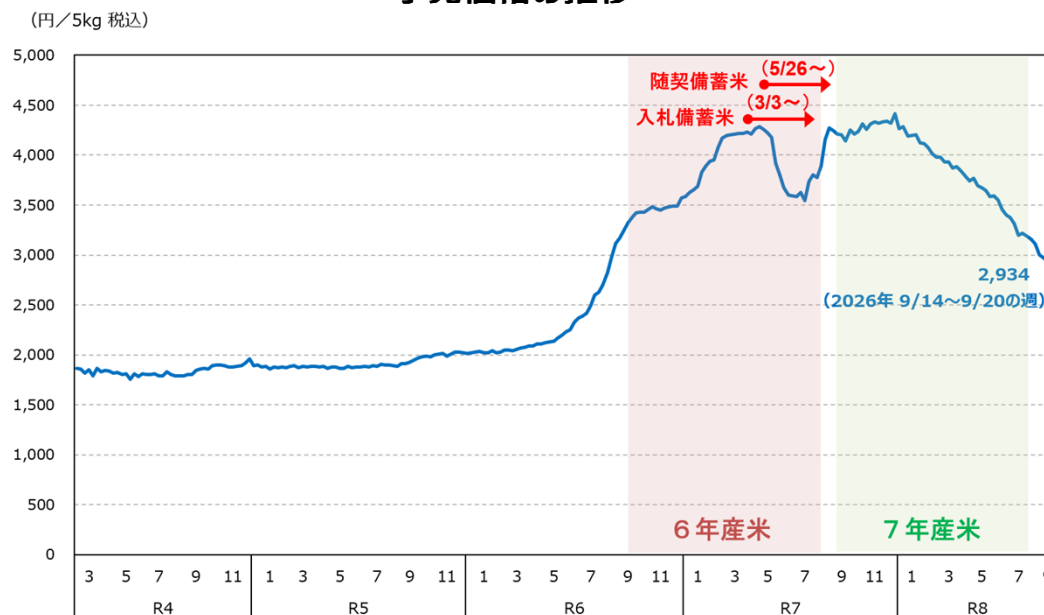
- 米は我が国の主要食糧であり、**食糧法に基づき、需給の安定を図り、結果として、価格の安定化を図ること**とされている。
- 主食用米の需要は、日本人の食生活の変化や少子高齢化により**趨勢として減少**している中、これまで**水田活用の直接支払交付金を活用した転作助成により、生産を減少させることで対応**してきた。
- 足元では、**需要が見込みを上回る一方、生産が低位だった結果**として、民間在庫が取り崩され、**米価が高騰**。政府は**備蓄米を放出して対応**する中、7年産米は需要を大きく上回る生産が行われ、在庫水準が増加。8年産米についても良好な作柄が想定されており、**市中の民間在庫量は246～283万トンと過去最高水準**となることが見込まれている。
- 人口減少社会にあって、農業の担い手の減少も避けられない中、**現状の水田を維持していくことの必要性**、農地の集積・集約化を図りつつ、**耕作条件の優れた農地に資源を集中させていくことの重要性**について、今後、検討を深めていく必要がある。

需給の推移と民間在庫量



(注) R8年産の生産量・需要量、R9年6月末民間在庫量は農林水産省・需給見通しの値
(本年9月2日 食糧部会)

小売価格の推移



(出所) ㈱KSP-SPが提供するPOSデータに基づく価格

令和7年の田面積
230万ha

主食用米
136.7万ha

非主食用米
15.2万ha

その他
78.1万ha

米の備蓄運営

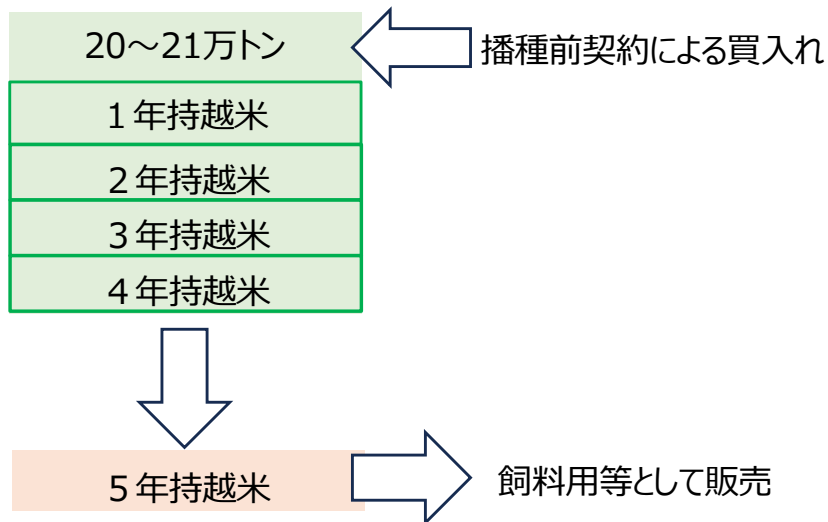
- 米の政府備蓄については、100万トン程度を適正水準として、毎年20万トン程度を播種前に契約の上で買い入れ、5年程度備蓄をした後、主食用米の需給に影響を与えないよう、飼料用などの非主食用に販売（いわゆる「棚上備蓄」、2011年度～）。
- 米の備蓄はあくまでも供給不足時の備えであり、市中の需給・価格動向に影響を与えないよう備蓄運営を進めていく必要。
- 足元の米の備蓄・在庫状況を見ると、政府備蓄米の備蓄水準は74万トン（注1）であり、市中の民間在庫量は来年6月末に246～283万トンと見通されている（適正水準180～200万トン程度）。なお、政府が保有する輸入米の在庫量も40万トン程度存在。

（注1） 昨年の備蓄米放出を受けて、備蓄水準は32万トンまで減少したが、すでに落札済の令和8年産米21万トンの買入れ、政府備蓄米の売渡しに係る令和7年産米21万トンの買戻しを合わせると、備蓄水準は74万トン。なお、古くなった令和2年産米（15万トン）を今後、飼料用等に販売することとしており、これを踏まえると備蓄水準は59万トンとなる。

（注2） 過去の災害時、東日本大震災で4万トン、H28熊本地震で90トンの政府備蓄米を放出。南海トラフ津波避難対策特別強化地域の米生産量は29万トンとされている。

米の国家備蓄の仕組み

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）（抜粋）
（定義）

第三条（略）

- 3 この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

- 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（令和8年9月農林水産省策定）（抜粋）

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

…

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）

② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄

③ （略）

④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（略）

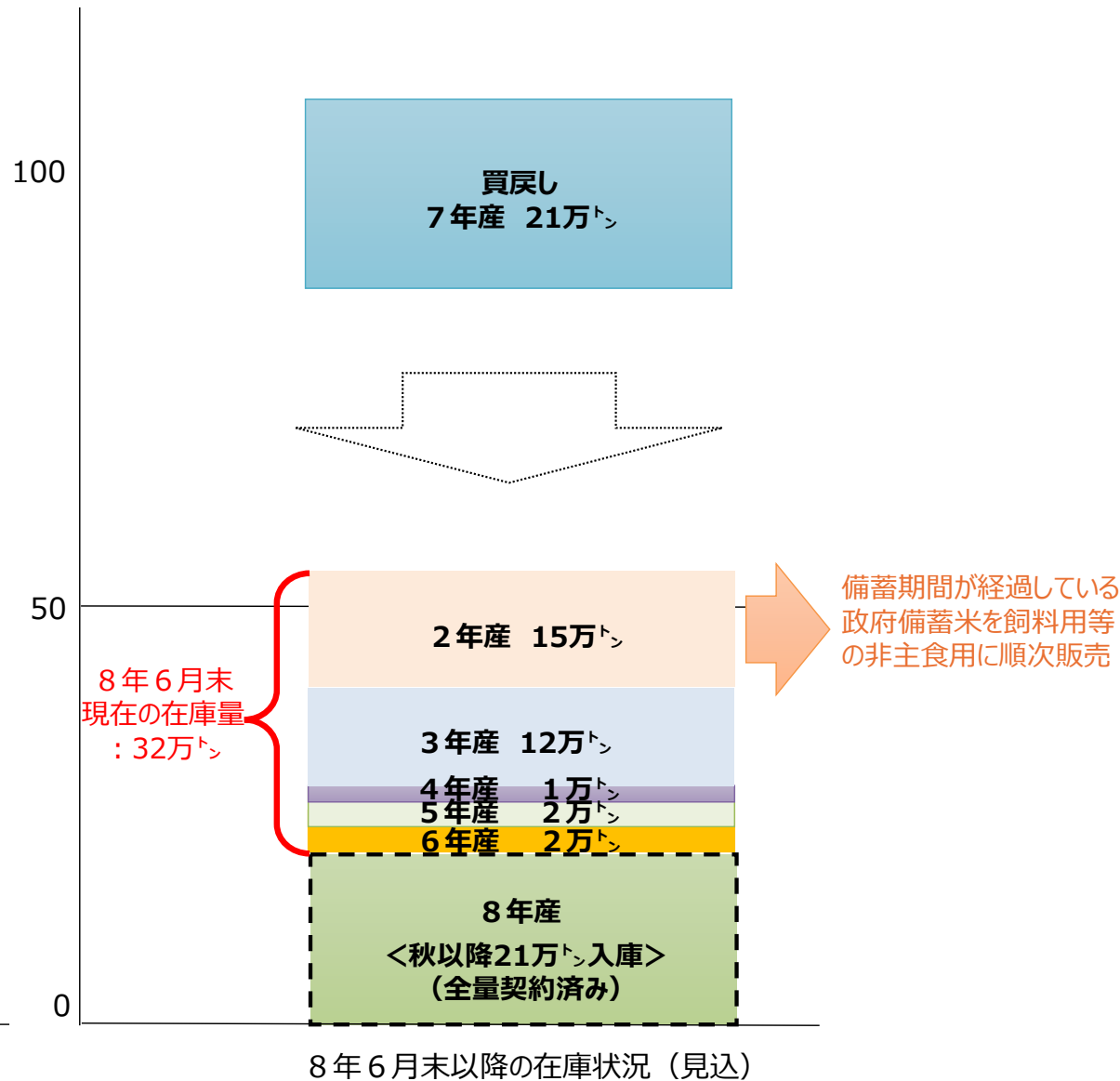
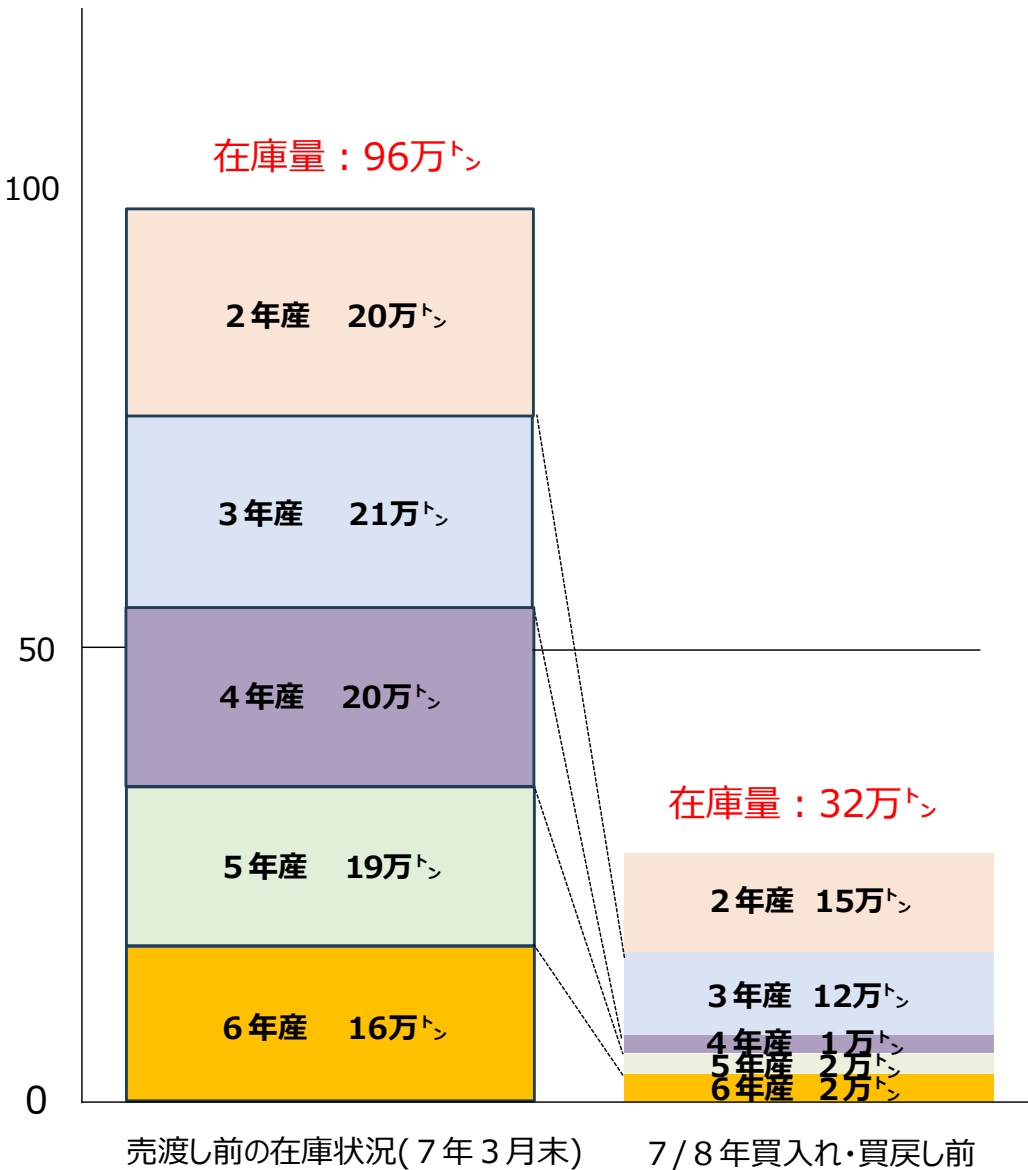
⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定としています。

…

(2) 他方、毎年11月30日までに基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

【参考】政府備蓄米の備蓄水準

政府備蓄米の在庫状況について



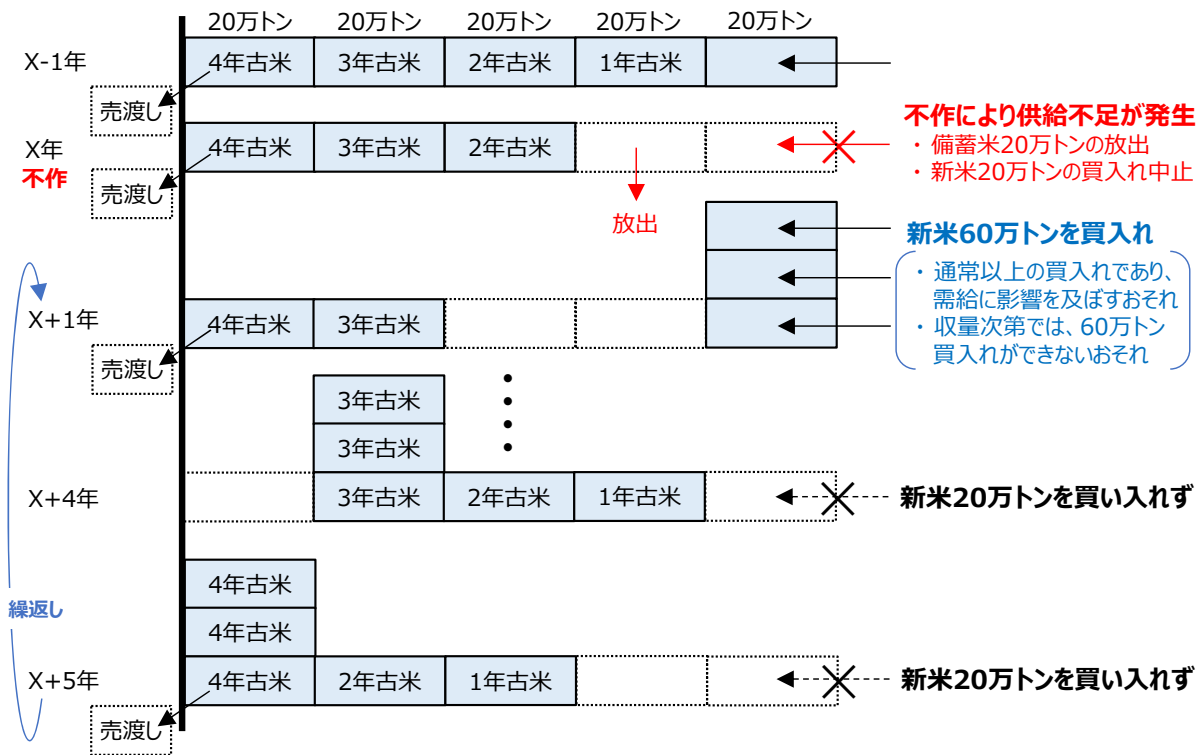
今後の備蓄米放出後の平常化方法の検討

- 備蓄米の放出後、不足分を補っていかうとすると、**通常以上の米の買入れを行う年が不可避免的に生じる**。しかしながら、特定の年産の米に偏ることにより、**米の需給や価格に影響を与えるおそれがある**ことに加え、不作が重なった場合には、**買入れのための数量を確保できない可能性もある**。
- 現在、備蓄水準について、適正水準に向けて、計画的な回復を進めていくこととされているが、**再び備蓄米を放出する事態となった場合に備え、今から検討を進める必要**。例えば、備蓄運営の安定化を図るため、国産米の備蓄量が適正水準に回復するまでの間、**MA米を暫定的に活用することとしてはどうか**。それにより、特定の年産の米に偏ることなく適正な**備蓄水準を維持**することができるとともに、その後は、**毎年、市場への影響を抑えながら、安定的・計画的に新米買入れを継続**することが可能となる。

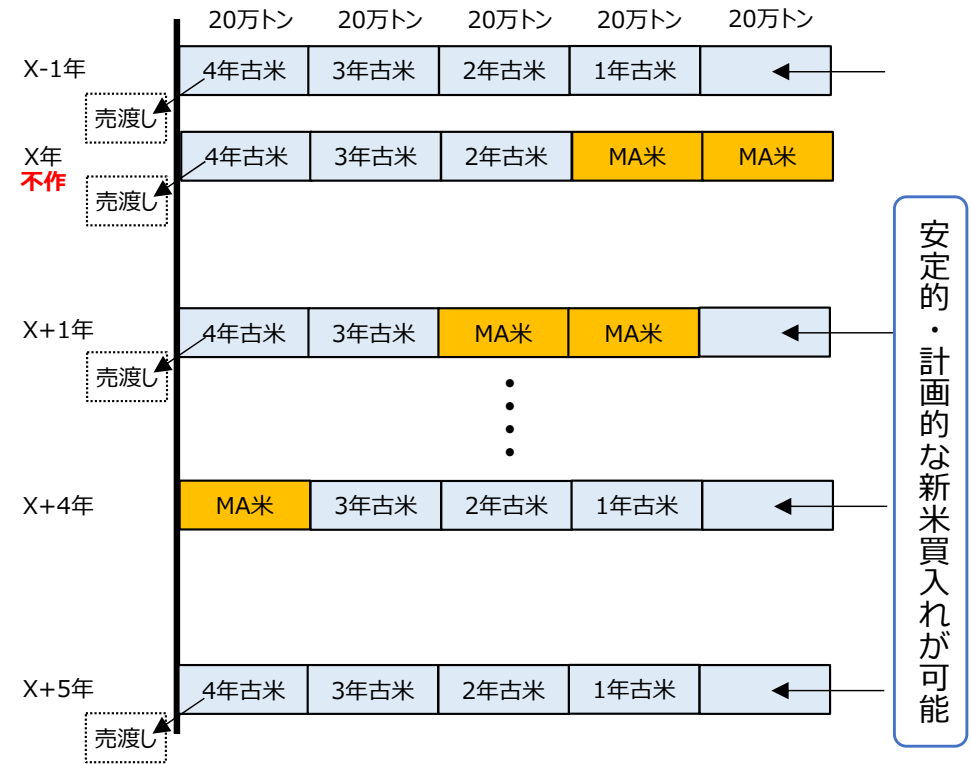
(注) なお、食料供給困難事態対策法では、基本的な方針（令和7年4月閣議決定）において、不測時に、政府備蓄や民間在庫で対応してもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されない場合等には、MA米を活用することとしている。

備蓄運営のイメージ

(前提: 5年経過後に備蓄米を売渡し、適正備蓄水準100万トンを維持)



MA米の暫定的活用による備蓄運営のイメージ



(注) MA米は海外での精米後の輸入が一般的であり、長期保存に適さないことから、国産米のような棚上げ備蓄ではなく、1年周期の回転備蓄のような先入れ先出しによる在庫管理を想定。

【参考】水田政策の見直し

※食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日 閣議決定）より（抜粋）

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。